

## 働く人のための労働法 (22)

### 退職について理解しましょう

今回は、「退職」について、わかりやすく説明していきます。

**Q 1** 「労働関係（契約）の終了」とは？

**A** 労働者（皆さん）が何らかの形で会社を辞め、雇用関係を消滅させることです。「労働関係（契約）の終了」の形は、大きく分けて次の3つがあります。

**①**任意退職・・・労働者（皆さん）の一方的な意思表示または労使の合意により労働関係を終了させることです。

**②**自動終了・・・労働契約期間の満了、定年や休職期間の満了、労働者の死亡などです。

**③**解雇・・・使用者（事業主）の一方的な意思表示により労働契約を終了させることです。

**Q 2** 「任意退職」について、どの法律に規定されていますか？

**A** 「任意退職」（労働者（皆さん）の意思表示による退職など。）については、労働基準法には規定がありませんので、就業規則等の規定に従うこととなりますが、期間の定めがない雇用契約の場合は民法によります。民法では退職はその意思表示から2週間で効力を生じることになっています。（民法第627条）

ただし、月給制のように賃金が期間をもって定められている労働者は、次期以降について当期の前半に行うこととされています。（民法第627条第2項）すなわち、賃金計算期間が毎月1日～末日の場

合、例えば、9月30日に退職したい場合は、9月15日までに申し入れられるということです。

**Q 3** 「退職証明書」の請求とは？

**A** 労働者が退職した場合で、使用期間など次の項目について証明書を請求したときには、使用者は遅滞なく交付しなければなりません。

- ①使用期間 ②業務の種類 ③その事業における地位 ④賃金
- ⑤退職の事由（解雇の場合には、その理由を含む。）

また、労働者が解雇の予告をされた日から退職の日までの間に解雇の理由について証明書を請求したときには、使用者は遅滞なく交付しなければなりません。

「退職証明書」、「解雇理由証明書」については労働者の請求しない事項を記入してはなりません。



**Q 4** 「金品の返還」とは？

**A** 労働者の死亡又は退職の場合に、権利者から請求があったときには、7日以内に賃金を支払い、積立金、保証金、貯蓄金その他名称にかかわらず労働者の権利に属する「金品を返還」しなければなりません。

次回は個別労働紛争について取り上げます。（東京都 世田谷会員）

